

さいたま市告示第622号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の設置について、次のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

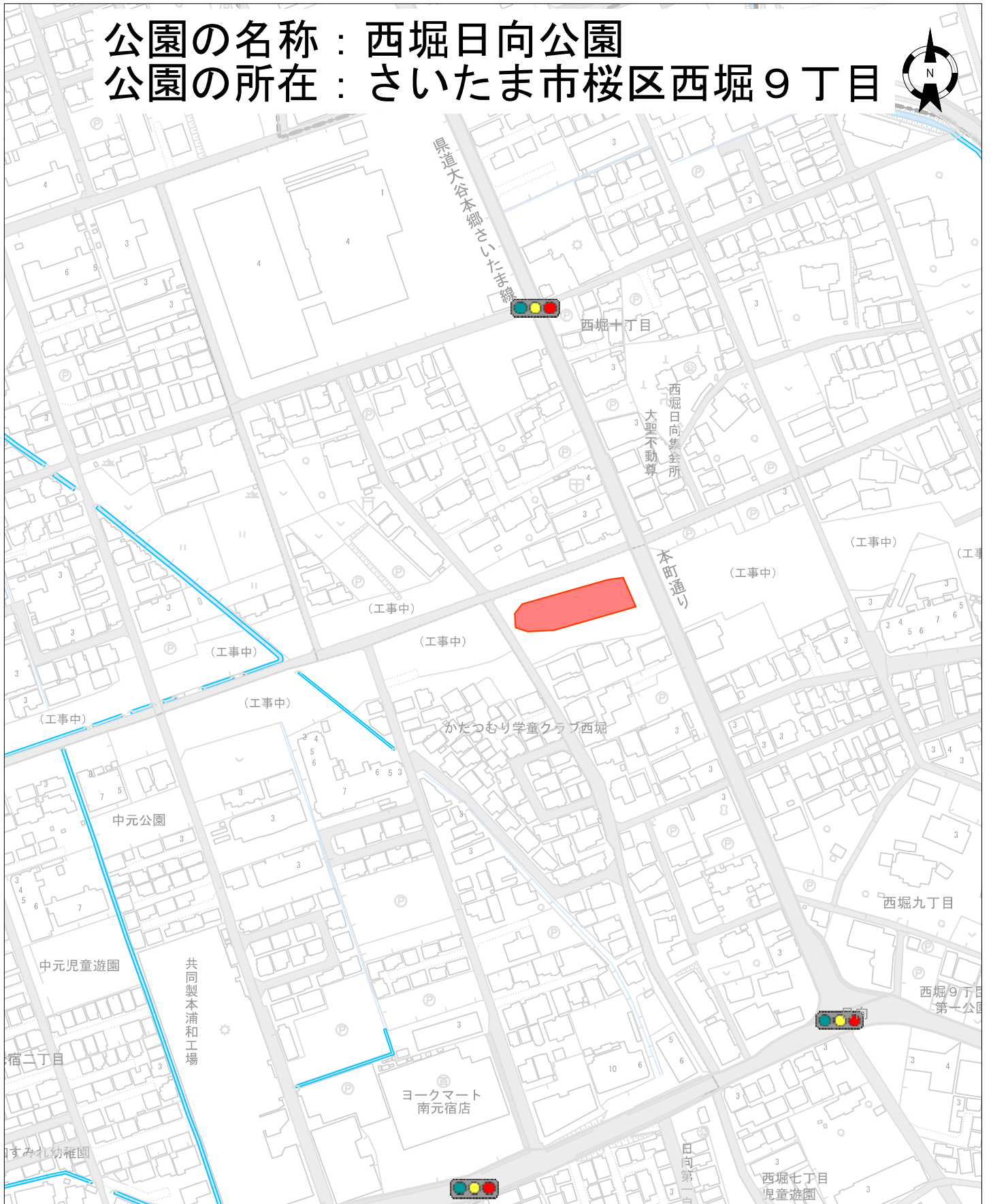
1 設置する公園

番号	名称	位置（面積）	区域	供用開始の期日
1	西堀日向公園	桜区西堀9丁目155-1外 （面積0.08ha）	別添図面 のとおり	令和8年4月1日

案内図

公園の名称：西堀日向公園

公園の所在：さいたま市桜区西堀9丁目



0 100m